

## 調達取引行動指針

本指針は、当社業務運営に必要な材料・製品・サービス・情報等を外部より調達するにあたり、当社の役員及び従業員等が遵守すべき行動の基準を示すものである。

1. 調達取引においては「日立グループ行動規範」をすべての行動の基本とする。
2. 調達パートナーと良きパートナーシップを築き、以下の事項に留意し、長期的観点より相互理解と信頼関係の維持向上に努める。
  - (1) すべての調達パートナーに公平に対応し、特定の調達パートナーを有利に、あるいは不利に扱ってはならない。
  - (2) 調達パートナーとの公正な取引関係を尊重し、正常な商慣習に照らし、不当な行為により調達パートナーに不利益を課してはならない。
  - (3) 調達取引において知り得た調達パートナーの営業秘密は厳格に管理し、機密の保持に努める。
3. 広く世界に目を向け、最適な調達パートナーを開拓し、競争の維持に努める。特に以下の事項に留意する。
  - (1) 新規に取引を希望する企業等の申入れに対しては誠実に対応し、進んで取引品目等に関する情報を開示する。
  - (2) 継続する調達取引においては、調達パートナーの適格性を定期的に見直し、継続する現行の調達パートナーの有利性を確認する。
4. 調達パートナーの選定は、調達品の品質・信頼性・納期・価格、および調達パートナーの経営の安定性・技術開発力等に加え、公正で透明性の高い情報開示、法令および社会的規範の遵守、人権の尊重、雇用と職業に関する不当な差別の撤廃、児童労働および強制労働の排除、環境保全活動、社会貢献活動、働きやすい職場作り、ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有、反社会的取引・公務員等への贈賄などの不正取引・マネーロンダリングの排除、情報セキュリティ

イ、輸出管理規制等の社会的責任を果たしているかを十分に評価した上で、以下に定める事項を遵守し、所定の手続きを適正に行うものとする。

- (1) 明らかに購入する意思のない見積り要請は行わない。
- (2) 社内手続きにおいて、購入仕様、契約条件、および受領（検査）を決定する権限と責任は、それぞれ要求元部門・調達部門・検査部門に属する。
- (3) 調達パートナーとの契約は、調達部門が当社を代表して行う。

5. 調達取引に関して、調達パートナーから個人的給付を受けてはならない。

以上